

港湾の施設の点検診断ガイドライン（平成30年6月 一部変更） 新旧表

【第1部 総論】

頁	行	旧	新（変更内容）
1	下から9行目	技術基準対象施設のうち、軌道走行式荷役機械	技術基準対象施設のうち、 <u>軌道</u> 走行式荷役機械 (句読点の違い)
2	図-1.1	維持管理計画等の策定範囲の流れ（総論→点検診断計画→総合評価→維持補修計画）	「→」を削除 (作業の流れではなく、計画の構成を示すものであるため)
2	図1.1下から4行目	維持 <u>管理</u> 計画	維持 <u>補修</u> 計画
5	告示の四条		民有護岸の点検2年の記述を追記
8	フロー左側、詳細定期点検診断、下から4行目	(重点点検診断施設) ・10～15年以内ごとに少なくとも1回 ・(空白)	(重点点検診断施設) ・10～15年以内ごとに少なくとも1回 ・ <u>主要な航路に面する特定技術基準対象施設等は、10年以内ごとに少なくとも1回</u> (P12 表-3.2と記載ぶりを統一)
9	4行目	「初回点検診断は、 <u>維持管理計画等の策定にあたって、施設</u> の初期状態を把握するために実施するものである。」	「初回点検診断は、 <u>建設または改良直後の竣工段階、あるいは既存施設に対する維持管理計画の策定段階において、施設全体のみならず各部材及び附帯設備において維持管理の初期状態</u> を把握するために実施するものである。」 (H30技術基準（第2章 4 技術基準対象施設の維持 4.2.2(1)）と記載ぶりを統一)
11	【解説】上から5行目	<u>定期</u> 点検診断は、5年以内ごとに	<u>定期的な</u> 点検診断は、5年以内ごとに (維持告示 第四条と記載ぶりを統一)
11	【解説】上から8行目	3年以内ごとに点検診断を行うこととされており、	3年以内ごとに <u>定期的な</u> 点検診断を行うこととされており、 (維持告示 第四条と記載ぶりを統一)
11	表-3.1	「以下の例を参考に、 <u>老朽化の程度</u> を勘案して総合的に決定」	「 <u>当該施設の損壊に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある施設のうち、以下の例を参考に、変状の進行の程度</u> を勘案して総合的に決定」 (維持告示第4条の解釈通達と書きぶりを統一)
12	上から1行目	詳細定期点検診断を <u>10年から</u> 15年以内ごとに	詳細定期点検診断を10 <u>～</u> 15年以内ごとに (P12 表-3.2と記載ぶりを統一)
14	囲み内：(2)	性能低下度	<u>施設</u> の性能低下度
	表-4.1：表名	<u>点検診断における部材</u> の劣化度の判定基準	劣化度の判定基準
	表-4.1：項目名(左側)	<u>部材</u> の劣化度	劣化度
	表-4.1：注釈	<u>目視による点検診断において、bあるいはcで劣化度の判定を迷う場合は、劣化度をbと判定するとよい。</u>	<u>劣化度bあるいはcで判定を迷う場合は、劣化度をbと判定するとよい。</u>
14	下から6行目	性能低下度	<u>施設</u> の性能低下度
14	下から4行目	基づく性能低下度	基づ <u>いた施設</u> の性能低下度
	表-4.2：表名	<u>点検診断における</u> 性能低下度の評価基準	性能低下度の評価基準

頁	行	旧	新（変更内容）
15	上から1、2行目、表-4.3: 項目名(右側)	性能低下度	施設 の性能低下度
16	図-参1、2		
17	表-参1		
18	下から8行目	「また、施設によっては、大量のデータを扱う必要があり、多くの施設を管理するためには、 データベースの活用を検討 することが望ましい。」	「また、施設によっては、大量のデータを扱う必要があり、多くの施設を管理するためには、 汎用のデータベースマネジメントシステムや国土交通省港湾局において進めている維持管理情報データベースなど効率的なデータベースシステムを活用 することが望ましい。」 (H30技術基準（第2章 4 技術基準対象施設の維持 4.1(5)）と記載ぶりを統一)
19	【解説】上から5行目	点検診断を効率的かつ効果的に行うためには、	詳細点検診断など、専門的な知識、及び高度な技術・技能が必要な 点検診断を効率的かつ効果的に行うためには、 (一般点検診断は、直営で作業が可能となるよう、本ガイドラインを策定しているため。)
	【解説】上から10行目	海洋・港湾構造物維持管理士の資格を有する者が該当する。	海洋・港湾構造物維持管理士の資格を有する者 など が該当する。
20	5行目～	「技術基準対象施設は、海象条件や施設の利用状況の影響を受けるほか、ほとんどの部材が水中又は土中にあり、陸上目視が困難であるため、効率的に点検診断ができるように新技術の活用を積極的に進める必要がある。」	「技術基準対象施設は、海象条件や施設の利用状況の影響を受けるほか、ほとんどの部材が水中又は土中にあり、陸上目視が困難であるため、効率的に点検診断ができるように新技術の活用を積極的に進める必要がある。 なお、点検診断の方法等の検討に当たっては、ICT等を活用したモニタリング手法の高精度化、効率化等についても検討 することが望ましい。」 (H30技術基準（第2章 4 技術基準対象施設の維持〔解釈〕6. 技術基準対象施設の維持(1)）と記載ぶりを統一)

頁	行	旧	新（変更内容）
20	下6行	<p>点検診断に関する新技術の開発については、民間や国、<u>独立行政法人</u>港湾空港技術研究所等で行われている。これらの新技術について、新技術情報提供システム（NETIS）等により情報収集するとともに、適用性や技術の妥当性、得られる結果の精度等を十分に検討の上、積極的に活用することを検討することが望ましい。</p>	<p>点検診断に関する新技術の開発については、民間や国、<u>国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所</u>港湾空港技術研究所等で行われている。これらの新技術については、<u>港湾の施設の維持管理技術マニュアル（改訂版）を参考にできるほか</u>、新技術情報提供システム（NETIS）等により情報収集することが<u>できる。</u></p> <p><u>これらの新技術について、点検診断の対象とする施設への適用性や技術の妥当性、得られる結果の精度等を十分に検討の上、積極的に活用することを検討することが望ましい。</u></p> <p>（港湾の施設の維持管理技術マニュアル（改訂版）の「調査技術」の章に色々と新技術を入れ込みましたので、そちらも参照できるような書きぶりに変更。）</p>

【第2部 実施要領】

頁	行	旧	新（変更内容）
1-4	最終行		<p>・<u>水域施設の性能低下度の評価の方法は、表1-1.5によることができる。</u></p> <p><u>表1-1.5 性能低下度の評価方法</u></p>
2-1	下から8行目	海岸保全施設維持管理マニュアル～ <u>堤防・護岸・胸壁の点検・評価及び長寿命化計画の立案</u> ～（農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、平成26年3月）	海岸保全施設維持管理マニュアル（農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課、平成30年5月）
2-2	17行目	「外郭施設における日常点検において着目すべき点を以下に例示する__。」	<p>「外郭施設における日常点検において着目すべき点を以下に例示する。」</p> <p>（句読点の前の空白削除）</p>
2-6	表-2.1.3：項目名（左側）	<u>部材</u> の劣化度	劣化度
	最終行		<p>・<u>外郭施設の性能低下度の評価の方法は、表2-1.5によることができる。</u></p> <p><u>表2-1.5 性能低下度の評価方法</u></p>
2-12	【解説】上から3行目	流出に <u>繋がる</u> おそれがある	<p>流出に<u>つながる</u>おそれがある</p> <p>（他の文と統一（例：2-13下から2行目））</p>
3-6	表-3.1.3：項目名（左側）	<u>部材</u> の劣化度	劣化度
	表-3.1.3：注釈	「注）目視による点検診断において、bあるいはcで劣化度の判定を迷う場合は、劣化度をbと判定するとよい。」	<p>「注1）目視による点検診断において、bあるいはcで劣化度の判定を迷う場合は、劣化度をbと判定するとよい。</p> <p>注2）劣化度の判定は、必ずしもa, b, c, dの全ての劣化度を用いて実施する必要はない部材も存在する（例：表3-3.4 鋼矢板の劣化度の判定基準等）。」</p> <p>（一部港において、鋼矢板等の劣化度をb, c（判定基準にない）と誤って判定している場合があり、注意喚起のため。なお、独自の劣化度判定基準を作成している場合はb, c判定しても問題ない。）</p>
	最終行		<p>・<u>係留施設の性能低下度の評価の方法は、表3-1.5によることができる。</u></p> <p><u>表3-1.5 性能低下度の評価方法</u></p>
3-8	図3-2.2 吹き出し	<u>エプロン</u> の空洞化の可能性はあるか？	<p><u>空洞化の可能性はあるか？</u></p> <p>（エプロン（舗装）自体の空洞化のように読めるため。実施はエプロン下に空洞が発生する。）</p>
3-9	上から7、10行目	エプロン面積	<p>エプロン<u>の</u>面積</p> <p>（下の式と表現を統一）</p>
3-16	上の【解説】1行目	本編_第2章_2. 1. 1岸壁法線	本編_第2章_2. 1. 1 <u>岸壁法線</u> （岸壁法線の前に空白を設ける）
3-17	図3-3.1	法面の線が一部途切れている。	
3-28	上から12、16行目	<p>$[(D/4)^2 \cdot \perp - \text{芯金の体積}]$ \perp：残存陽極の長さ</p>	<p>$[(D/4)^2 \cdot \perp - \text{芯金の体積}]$ \perp：残存陽極の長さ</p> <p>（図中の と統一するため、斜体に変更）</p>

頁	行	旧	新（変更内容）
3-33	写真3-4.1	写真3-4.1 棧橋上部工	写真3-4.1_棧橋上部工・・・ （棧橋上部工・・・の前に空白を設ける）
3-33 3-35 3-36	下から13行目 上から4行目 [STEP1] 1行目 [STEP2] 表中	（スラブ、はり、ハンチ）	（スラブ、はり、ハンチ（ <u>杭頭部</u> ））
3-34	表3-4.5 下段	上部工（ <u>上</u> ・側面部）	上部工（側面部）
3-41	4.2.6 表題、囲み内	橋棧橋上部工（下面部、 <u>上</u> ・側面部）	橋棧橋上部工（下面部、側面部）
	【解説】上から7行目	<u>施設</u> の設計上の鉄筋腐食発生限界濃度として	設計上の鉄筋腐食発生限界濃度として
3-50	下から2行目	橋棧橋上部工（下面部、 <u>上</u> ・側面部）	橋棧橋上部工（下面部、側面部）
3-51	【解説】3行目	表3-5.11に被覆防食・・・	<u>表</u> 3-5.11に被覆防食・・・ （行の先頭に空白を設ける）
5-1	【解説】1行目～9行目	先頭列の位置が3列右側に寄っている	
	下から13行目	港湾荷役機械の点検診断ガイドライン（国土交通省港湾局、平成26年 <u>6月予定</u> ）	港湾荷役機械の点検診断ガイドライン（国土交通省港湾局、平成26年 <u>7月</u> ）
5-2	下から4、3行目	項目（2）と項目（3）の間に空白行が無し	
5-3	第7章 【解説】	海岸保全施設維持管理マニュアル～ <u>堤防・護岸・胸壁の点検・評価及び長寿命化計画の立案</u> ～（農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、平成 <u>26年3月</u> ）	海岸保全施設維持管理マニュアル（農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、 <u>国土交通省港湾局海岸・防災課</u> 、平成 <u>30年5月</u> ）
5-3	第8章 【解説】	（財団法人 港湾空間高度化センター、	（財団法人 港湾空間高度化 <u>環境研究</u> センター、

【添付資料、参考資料】

頁	行	旧	新（修正案）
添 1, 17, 23, 28	表	項目「 <u>判定基準</u> 」	「 <u>点検結果の整理</u> 」に修正
添3, 10, 12, 21	表	項目「劣化度の判定基準」	「 <u>点検結果の整理</u> または 劣化度の判定基準」に修正
参2-7~8	写真3-04 写真3-05	(タイトル)	(参2-8に掲載した写真のタイトルである)
参3-3	写真1-04	<u>溶接シーム</u> 亀裂がある。	亀裂がある。
参3-4	写真1-05~1-08	劣化度判定『 <u>b</u> 』	劣化度判定『 <u>a</u> 』
参4-2	表中：点検項目	上部工（ <u>上</u> ・側面部）	上部工（側面部）
参4-3	表中：点検項目	上部工（ <u>上</u> ・側面部）	上部工（側面部）
参4-9~10	写真2-03~2-08	劣化度判定『 <u>b</u> 』	劣化度判定『 <u>a</u> 』